## 経 済 産 業 委 員 会

工 ネ ル ギ  $\mathcal{O}$ 使 用  $\mathcal{O}$ 合 理 化 等 12 関 す る 法 律 0) 部 を 改 正 する 法 律 案 へ 閣 法 第 五. 号) 衆 議 院

## 送 付 要 旨

本 法 律 案 は 工 ネ ル ギ  $\mathcal{O}$ 使 用  $\mathcal{O}$ 合 理 化  $\mathcal{O}$ 層  $\mathcal{O}$ 促 進 を 义 る た め、 複 数  $\mathcal{O}$ 事 業 者 が 体 的 に 又 は 連 携 L て

行 Ď 工 ネ ル ギ  $\mathcal{O}$ 使 用  $\mathcal{O}$ 合 理 化  $\mathcal{O}$ 取 組 に 関 す る 認 定 制 度 を 創 設 L ħ 5  $\mathcal{O}$ 認 定 を 受 け た 者 に 対 す る 定 期  $\mathcal{O}$ 

大 箬 措 置 講 り、  $\mathcal{O}$ 主 は 次 お

報

告

等

に

0

1

て

 $\mathcal{O}$ 

特

例

を

設

け

る

کے

لح

ŧ

に、

エ

ネ

ル

ギ

 $\mathcal{O}$ 

使

用

 $\mathcal{O}$ 

合

理

化

に

取

り

組

む

べ

き

貨

物

 $\mathcal{O}$ 

荷

主

 $\mathcal{O}$ 

範

囲

 $\mathcal{O}$ 

拡

 $\mathcal{O}$ 

を

ľ

ょ

う

ع

す

る

Ł

 $\mathcal{O}$ 

で

あ

そ

な

内

容

 $\mathcal{O}$ 

と

り

で

あ

る。

## 中 長 期 的 な 計 画 $\mathcal{O}$ 提 出 頻 度 $\mathcal{O}$ 軽 減

毎 年 度 提 出 が 義 務 付 け 5 れ 7 11 る 工 ネ ル ギ  $\mathcal{O}$ 使 用  $\mathcal{O}$ 合 理 化  $\mathcal{O}$ た  $\Diamond$  $\mathcal{O}$ 中 長 期 的 な 計 画 に 0 V) て、 エ ネ ル

ギ ]  $\mathcal{O}$ 使 用  $\mathcal{O}$ 合 理 化  $\mathcal{O}$ 取 組 が 優 良 で あ る 事 業 者  $\mathcal{O}$ 提 出 頻 度 を 軽 減 す る ک لح が で き ることとする。

複 数  $\mathcal{O}$ 事 業 者 が \_\_ 体 的 12 行 う エ ネ ル ギ  $\mathcal{O}$ 使 用  $\mathcal{O}$ 合 理 化  $\mathcal{O}$ 取 組 12 係 る 認 定 制 度  $\mathcal{O}$ 創 設

\_

産 業 及 び 業 務 運 輸  $\mathcal{O}$ 各 部 門 に お 1 7 定  $\mathcal{O}$ 資 本 関 係 に あ る 等  $\mathcal{O}$ 密 接 な 関 係 を 有 す る 複 数  $\mathcal{O}$ 事 業 者 が

体 的 に エ ネ ル ギ  $\mathcal{O}$ 使 用  $\mathcal{O}$ 合 理 化  $\mathcal{O}$ 取 組 を 推 進 す ることに 0 1 て 経 済 産 業 大 臣 等  $\mathcal{O}$ 認 定 を受け た場

そ  $\mathcal{O}$ 管 理 を統 括 す る 事 業 者 が 当 該 複 数  $\mathcal{O}$ 事 業 者 を 代 表 L 7 定 期  $\mathcal{O}$ 報 告 等 を 体 的 に 行 うこととする。

三 複 数  $\mathcal{O}$ 事 業 者 が 連 携 L て 行 う 工 ネ ル ギ  $\mathcal{O}$ 使 用  $\mathcal{O}$ 合 理 化  $\mathcal{O}$ 取 組 12 係 る 認 定 制 度  $\mathcal{O}$ 創 設

1 産 業 及 び 業 務 運 輸  $\mathcal{O}$ 各 部 門 に お 1 て 複 数  $\mathcal{O}$ 事 業 者 が 連 携 L て 行 う 工 ネ ル ギ 1  $\mathcal{O}$ 使 用  $\mathcal{O}$ 合 理 化  $\mathcal{O}$ た

8  $\mathcal{O}$ 措 置 12 関 す る 計 画 に 0 V 7 経 済 産 業 大 臣 等  $\mathcal{O}$ 認 定 を 受 け た 場 合 各 事 業 者 は 定 期  $\mathcal{O}$ 報 告 に お い

て、 エ ネ ル ギ  $\mathcal{O}$ 使 用 量  $\mathcal{O}$ ほ か 当 該 認 定 に 際 L て 定 め た 算 出  $\mathcal{O}$ 方 法 に 基 づ 11 て 複 数  $\mathcal{O}$ 事 業 者 間 で 分

L た 工 ネ ル ギ ] 使 用 量 等 を 報 告 す るこ ととす る。

2 経 済 産 業 大 臣 等 は 複 数  $\mathcal{O}$ 事 業 者 が 連 携 L 7 行 う エ ネ ル ギ 1  $\mathcal{O}$ 使 用  $\mathcal{O}$ 合 理 化 を 推 進 す

あ る لح 認 8 る とき は 事 業 者 が 連 携 L て 行 う エ ネ ル ギ ]  $\mathcal{O}$ 使 用  $\mathcal{O}$ 合 理 化  $\mathcal{O}$ 状 況 に 関 す る 調 査 を 行 1 そ

の結果を公表することとする。

兀 貨 物  $\mathcal{O}$ 荷 主  $\mathcal{O}$ 範 囲  $\mathcal{O}$ 拡 大 と 準 荷 主  $\mathcal{O}$ 定 義  $\mathcal{O}$ 新 設

1 荷 主 に 関 す る 現 行 0) 規 定 を 改 8 貨 物  $\mathcal{O}$ 所 有 権 を 問 わ ず 契 約 等 で 輸 送 0 方 法 を実 質 的 に 決 定する事 業

者を荷主と定義することとする。

2 貨 物  $\mathcal{O}$ 受 取 日 時 等  $\mathcal{O}$ 指 示 を行うことができる荷受側 を 準 荷 主と定 義 し、 準 荷 主 は、 荷 主 が 実 施 す る 措

る

た

8

に

必

要

が

配

置 によるエ ネ ル ドギーの 使用  $\mathcal{O}$ 合理化 に資するよう、 当該 指 示を適切に行うよう努めなければならないこ

ととする。

五 エネルギー管理士免状に関する事務

経 済 産 業 大 臣 は 工 ネ ル ギ ] 管 理 士免状に関する事務 を指定試験 機関 に委託することができることとす

る。

六 罰則

複 数  $\mathcal{O}$ 事 業者 が 体的 に 又 は連 携 して行うエ ネ ル ギ ]  $\mathcal{O}$ 使 用  $\mathcal{O}$ 合 理 化  $\mathcal{O}$ 取 組 に関する認 定制 度等  $\mathcal{O}$ 創 設

に伴い、所要の罰則を追加することとする。

七 施行期日

 $\mathcal{L}$  $\mathcal{O}$ 法 律 は、 部  $\mathcal{O}$ 規定を除き、 公布 の 日 から起算し て六月を超えない範囲内におい て政令で定める日

から施行する。